

オンライン診療の適切な実施に関する指針

○ 新旧対照表

新	旧
目次 (略) I オンライン診療を取り巻く環境 近年、情報通信機器は、その技術の飛躍的な進展とともに、急速な普及が進んでいる。 情報通信機器を用いた診療については、<u>平成9年の厚生省健康政策局長通知により</u>、無診察治療等を禁じている医師法（昭和23年法律第201号）第20条との関係について解釈を示した<u>後</u>、二度に渡って当該通知の改正を<u>行った</u>。また、電子的に医療情報を扱う際の情報セキュリティ等の観点から、平成17年に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を公表し、累次の改正を行ってきた。 また、ICTを活用した勤務環境改善による医師の働き方の改善や、情報通信機器を用いた診療を活用することによる医師の不足する地域における医療提供体制の確保など、様々な取組が進められてきている。	目次 (略) I オンライン診療を取り巻く環境 近年、情報通信機器は、その技術の飛躍的な進展とともに、急速な普及が進んでいる。 情報通信機器を用いた診療については、<u>これまで</u>、無診察治療等を禁じている医師法（昭和23年法律第201号）第20条との関係について、<u>平成9年の厚生省健康政策局長通知で</u>解釈を示し、<u>その後</u>、二度に渡って当該通知の改正を<u>行っている</u>。また、電子的に医療情報を扱う際の情報セキュリティ等の観点から、平成17年に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を公表し、累次の改正を行ってきた。 また、<u>「医師の働き方改革に関する検討会」において、医師の働き方の改善に関する検討が行われ、平成30年2月に公表された中間的な論点整理において</u>、ICTを活用した勤務環境改善が必要との意見が示されている。医師の偏在についても、<u>「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」において、平成29年12月に「第2次中間取りまとめ」が公表されるなど、その対策について議論が進められているところであるが</u>、情報通信機器を用いた診療は、医師の不足する地域において<u>有用なも</u>

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行前の流行下においては、医療機関を受診することが困難となった患者や、宿泊療養施設の患者への医療提供手段としてオンライン診療が利用された。

本指針は、オンライン診療に関して、最低限遵守する事項及び推奨される事項並びにその考え方を示し、安全性・必要性・有効性の観点から、医師、患者及び関係者が安心して利用できる適切なオンライン診療の普及を推進するために策定したものである。

今後も、更なる情報通信技術の進展に伴い、情報通信機器を用いた診療の普及が一層進んでいくと考えられることから、適切なオンライン診療の普及が求められる。

令和8年4月に施行された改正医療法において、オンライン診療に関する総体的な規定が新設されたため、本指針もかかる法改正を踏まえて改訂を行ったところである。

本指針は、今後のオンライン診療の普及、技術革新等の状況を踏まえ、定期的に内容を見直すことを予定している。

のと考えられる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により医療機関を受診することが困難となった患者や、宿泊療養施設の患者への医療提供手段としてオンライン診療が利用された。

このような背景もあり、今後、更なる情報通信技術の進展に伴い、情報通信機器を用いた診療の普及が一層進んでいくと考えられるが、その安全で適切な普及を推進していくためにも、情報通信機器を用いた診療に係るこれまでの考え方を整理・統合し、適切なルール整備を行うことが求められている。本指針は、こうした観点から、オンライン診療に関して、最低限遵守する事項及び推奨される事項並びにその考え方を示し、安全性・必要性・有効性の観点から、医師、患者及び関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進するために策定するものである。

また、本指針は今後のオンライン診療の普及、技術革新等の状況を踏まえ、定期的に内容を見直すことを予定している。

Ⅱ 本指針の関連法令等 無診察治療等の禁止 (略) <u>オンライン診療</u> <u>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）</u> <u>第 2 条の 2 この法律において、「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう。</u> 医療提供場所 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄） (略) <u>第 1 条の 5 （略）</u> <u>2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの（オンライン診療受診施設であるものを除く。）又は十九人以下の</u>	Ⅱ 本指針の関連法令等 無診察治療等の禁止 (略) (新設) 医療提供場所 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄） (略) (新設)
--	---

患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第2条の2 (略)

2 この法律において、「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）
（略）

情報セキュリティ関係
（略）

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長、医薬食品局長及び保険局長連名通知；令和5年5月改定）

医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（令和2年8月策定、令和7年3月改定 総務省、経済産業省）

（略）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）
（略）

情報セキュリティ関係
（略）

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長、医薬食品局長及び保険局長連名通知；令和4年3月改定）

医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（令和2年8月策定、令和4年8月改定 総務省、経済産業省）

（略）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び老健局長連名通知；令和 7 年 6 月 一部 改正）

Ⅲ 本指針に用いられる用語の定義と本指針の対象

1. 用語の定義

遠隔医療

（略）

オンライン診療

（略）

オンライン受診勧奨

（略）

診療前相談

診療前相談は、日頃より直接の対面診療を重ねている等、患者と直接的な関係が既に存在する医師（以下、本指針において「かかりつけの医師」という。）以外の医師が初診からのオンライン診療

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び老健局長連名通知；令和 4 年 3 月改正）

Ⅲ 本指針に用いられる用語の定義と本指針の対象

(1) 用語の定義

遠隔医療

（略）

オンライン診療

（略）

オンライン受診勧奨

（略）

(診療前相談)

診療前相談は、日頃より直接の対面診療を重ねている等、患者と直接的な関係が既に存在する医師（以下、本指針において「かかりつけの医師」という。）以外の医師が初診からのオン

を行おうとする場合（医師が患者の医学的情報を十分に把握できる場合を除く。）に、医師－患者間で映像を用いたリアルタイムのやりとりを行い、医師が患者の症状及び医学的情報を確認する行為。適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にオンライン診療を実施することが可能である（オンライン診療を実施する場合においては、診療前相談で得た情報を診療録に記載する必要がある。オンライン診療に至らなかった場合にも診療前相談の記録は保存しておくことが望ましい。）。

なお、診療前相談は、診断、処方その他の診療行為は含まない行為である。

遠隔健康医療相談（医師）

（略）

遠隔健康医療相談（医師以外）

（略）

オンライン診療支援者

（略）

診断

（略）

ライン診療を行おうとする場合（医師が患者の医学的情報を十分に把握できる場合を除く。）に、医師－患者間で映像を用いたリアルタイムのやりとりを行い、医師が患者の症状及び医学的情報を確認する行為。適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にオンライン診療を実施することが可能である（オンライン診療を実施する場合においては、診療前相談で得た情報を診療録に記載する必要がある。オンライン診療に至らなかった場合にも診療前相談の記録は保存しておくことが望ましい。）。

なお、診療前相談は、診断、処方その他の診療行為は含まない行為である。

遠隔健康医療相談（医師）

（略）

遠隔健康医療相談（医師以外）

（略）

オンライン診療支援者

（略）

診断

（略）

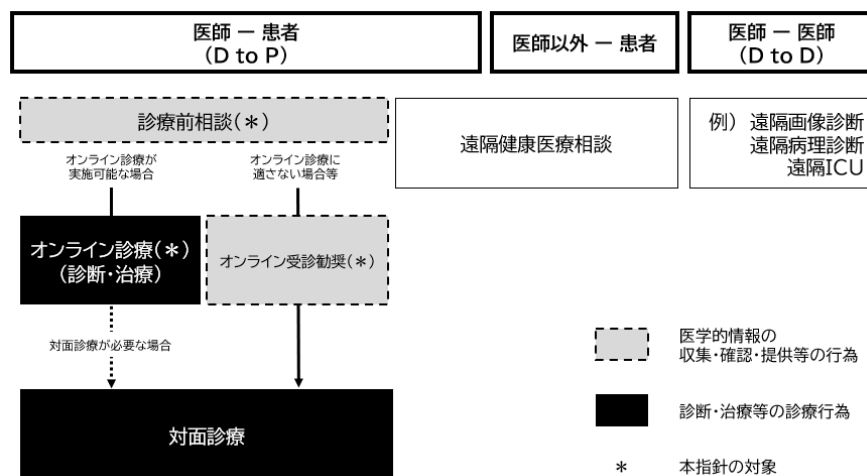
医療情報安全管理関連ガイドライン

(略)

オンライン診療受診施設

当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設。

図：オンライン診療等の整理

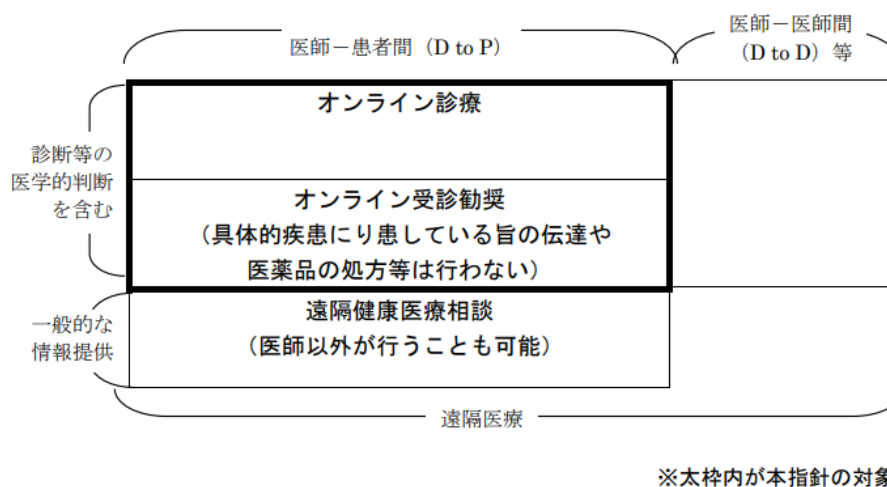


医療情報安全管理関連ガイドライン

(略)

(新設)

図：遠隔医療、オンライン診療、オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談の関連



2. 本指針の対象

i 診療前相談については、本指針の対象とする。診療前相談は、医師－患者間で映像を用いたリアルタイムのやりとりを行い、医師が患者の症状及び医学的情報を適切に確認する必要があること及びオンライン診療を実施する場合においては、診療前相談で得た情報を診療録に記載する必要があり、オンライン診療に至らなかった場合にも診療前相談の記録は保存しておくことが望ましいことから、特に医師の所在・患者の所在や通信環境については本指針を遵守することが望ましい。

ii 本指針は、遠隔医療のうち、オンライン診療をその対象とする。

iii オンライン受診勧奨については、一定の医学的判断の伝達を伴うものであり、誤った情報を患者に伝達した場合にはリスクが発生するものであるから、本指針の対象とする。本指針の適用に当たっては、「オンライン診療」を「オンライン受診勧奨」と読み替えて適用するが、直接の対面診療を前提とせず、処方も行わないので、V 1 (1)「医師－患者関係／患者合意」の②iv、(2)「適用対象」の② i から iv 及び vii から ix、(3)「診療計画」並びに(5)「薬剤処方・管理」については適用しない。

iv 遠隔健康医療相談については、本指針の対象とはしない。ただし、遠隔健康医療相談においても、診断等の相談者の個

(2) 本指針の対象

(新設)

i 本指針は、遠隔医療のうち、オンライン診療をその対象とする。

ii オンライン受診勧奨については、一定の医学的判断の伝達を伴うものであり、誤った情報を患者に伝達した場合にはリスクが発生するものであるから、本指針の対象とする。本指針の適用に当たっては、「オンライン診療」を「オンライン受診勧奨」と読み替えて適用するが、直接の対面診療を前提とせず、処方も行わないので、V 1 (1)「医師－患者関係／患者合意」の②iv、(2)「適用対象」の② i から iv 及び vii から ix、(3)「診療計画」並びに(5)「薬剤処方・管理」については適用しない。

iii 遠隔健康医療相談については、本指針の対象とはしない。ただし、遠隔健康医療相談においても、診断等の相談者の個

別的な状態に応じた医学的判断を含む行為が業として行われないようマニュアルを整備し、その遵守状況について適切なモニタリングが行われることが望ましい。

- v** 医師が情報通信機器を通して患者を診療する際に、医師と患者の間にオンライン診療支援者が介在する場合のうち、オンライン診療支援者は単に情報通信機器の操作方法の説明等を行うに留まる場合のほか、医師が看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）に対して診療の補助行為を指示する場合は、医師－患者間で行われるオンライン診療の一形態として、本指針の対象とする。一方で、医師が患者に対して通信機器を通じた診療をしていない状態で、医師が看護師等の医療従事者に対してオンラインで指示を行い、その指示に従い当該医療従事者が診療の補助行為等を行う場合は、本指針の対象とはしない。

	本指針の適用	具体例
診療前相談	適用	・ 患者の過去の傷病歴等の確認 ・ 患者の現在の症状及び医学的情報の確認
オンライン診療	適用	・ 高血圧患者の血圧コントロールの確認 ・ 離島の患者を骨折疑いと診断し、ギプス固定などの処置の説明等を実施
オンライン受診勧奨	V 1 (1)②iv, (2) ② i -iv 及び vii-ix, (3) 並	・ 医師が患者に対し詳しく問診を行い、医師が患者個人の心身の状態に応じた医学的な判断を行った上で、適切な診療科への受診勧奨を実施（発疹に対し問診を行い、「あなたは発疹

別的な状態に応じた医学的判断を含む行為が業として行われないようマニュアルを整備し、その遵守状況について適切なモニタリングが行われることが望ましい。

- iv** 医師が情報通信機器を通して患者を診療する際に、医師と患者の間にオンライン診療支援者が介在する場合のうち、オンライン診療支援者は単に情報通信機器の操作方法の説明等を行うに留まる場合のほか、医師が看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）に対して診療の補助行為を指示する場合は、医師－患者間で行われるオンライン診療の一形態として、本指針の対象とする。一方で、医師が患者に対して通信機器を通じた診療をしていない状態で、医師が看護師等の医療従事者に対してオンラインで指示を行い、その指示に従い当該医療従事者が診療の補助行為等を行う場合は、本指針の対象とはしない。

	本指針の適用	具体例
		(新設)
オンライン診療	適用	・ 高血圧患者の血圧コントロールの確認 ・ 離島の患者を骨折疑いと診断し、ギプス固定などの処置の説明等を実施
オンライン受診勧奨	V 1 (1)②iv, (2) ② i -iv 及び vii-ix, (3) 並	・ 医師が患者に対し詳しく問診を行い、医師が患者個人の心身の状態に応じた医学的な判断を行った上で、適切な診療科への受診勧奨を実施（発疹に対し問診を行い、「あなたはこの発

	びに(5)を除き適用	<u>に加えて呼吸器症状も見られ、アナフィラキシーの可能性もあるため、すぐに対面診療のできる医療機関を受診してください」と勧奨する等)</u>		びに(5)を除き適用	<u>疹の形状や色ですと蕁麻疹が疑われるので、皮膚科を受診してください」と勧奨する等)</u>
遠隔健康医療相談	適用なし	・子ども医療電話相談事業(#8000 事業): 応答マニュアルに沿って小児科医師・看護師等が電話により相談対応 ・相談者個別の状態に応じた医師の判断を伴わない、医療に関する一般的な情報提供や受診勧奨(「発疹がある場合は皮膚科を受診してください」と勧奨する等) ・労働安全衛生法に基づき産業医が行う業務(面接指導、保健指導、健康相談等) ・教員が学校医に複数生徒が嘔吐した場合の一般的対処方法を相談	遠隔健康医療相談	適用なし	・子ども医療電話相談事業(#8000 事業): 応答マニュアルに沿って小児科医師・看護師等が電話により相談対応 ・相談者個別の状態に応じた医師の判断を伴わない、医療に関する一般的な情報提供や受診勧奨(「発疹がある場合は皮膚科を受診してください」と勧奨する等) ・労働安全衛生法に基づき産業医が行う業務(面接指導、保健指導、健康相談等) ・教員が学校医に複数生徒が嘔吐した場合の一般的対処方法を相談
IV オンライン診療の実施に当たっての基本理念 (略) i・ii (略) iii 医療の質の確認及び患者安全の確保 オンライン診療により行われる診療行為が安全で最善のものとなるよう、医師は自らが行った診療について、対面診療の場合と同様に治療成績等の有効性の評価を定期的に行わなければならない。 また、患者の急変などの緊急時等で、オンライン診療の実			IV オンライン診療の実施に当たっての基本理念 (略) i・ii (略) iii 医療の質の確認及び患者安全の確保 オンライン診療により行われる診療行為が安全で最善のものとなるよう、医師は自らが行った診療について、対面診療の場合と同様に治療成績等の有効性の評価を定期的に行わなければならない。 また、患者の急変などの緊急時等で、オンライン診療の実		

施が適切でない状況になった場合においても、患者の安全が確保されるよう、<u>医療機関及び</u>医師は、必要な体制を確保しなければならない。 iv ~ vi （略） V 指針の具体的適用 （略） 1. オンライン診療の提供に関する事項 (1) 医師－患者関係／患者合意 （略） (2) 適用対象 ①考え方 （略） ②最低限遵守する事項 i ~ iii （略） iv iii 以外の場合として「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行うのは、 ・ 「かかりつけの医師」がオンライン診療を行っていない場合や、休日夜間等で、「かかりつけの医師」がオン	施が適切でない状況になった場合においても、患者の安全が確保されるよう、医師は、必要な体制を確保しなければならない。 iv ~ vi （略） V 指針の具体的適用 （略） 1. オンライン診療の提供に関する事項 (1) 医師－患者関係／患者合意 （略） (2) 適用対象 ①考え方 （略） ②最低限遵守する事項 i ~ iii （略） iv iii 以外の場合として「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行うのは、 ● 「かかりつけの医師」がオンライン診療を行っていない場合や、休日夜間等で、「かかりつけの医師」がオン
--	---

ライン診療に対応できない場合

- ・ 患者に「かかりつけの医師」がいない場合
- ・ 「かかりつけの医師」がオンライン診療に対応している専門的な医療等を提供する医療機関に紹介する場合（必要な連携を行っている場合、D to P with D の場合を含む。）や、セカンドオピニオンのために受診する場合

が想定される。その際、オンライン診療の実施後、適切に対面診療につなげられるようにしておくことが、安全性が担保されたオンライン診療が実施できる体制として求められる。具体的には、以下の対応が想定される。

- ・ 患者の所在地に応じた地域の医療機関との間で、対面診療への移行に関して連携体制を整備すること
- ・ 医師が対面受診を要すると判断した場合は、対面受診可能な医療機関へ医師からの連絡、診療情報の提供等を行い、患者を確実に対面診療へつなぐこと
- ・ 直ちに対面受診を要さない場合においても、医師が必要と判断したときには、当該診療内容を引き継げるよう、緊急時の相談体制についての案内等を患者等に対して行い、確実に対面診療へつなぐこと

v ～ ix （略）

③推奨される事項

ライン診療に対応できない場合

- 患者に「かかりつけの医師」がいない場合
- 「かかりつけの医師」がオンライン診療に対応している専門的な医療等を提供する医療機関に紹介する場合（必要な連携を行っている場合、D to P with D の場合を含む。）や、セカンドオピニオンのために受診する場合

が想定される。その際、オンライン診療の実施後、対面診療につなげられるようにしておくことが、安全性が担保されたオンライン診療が実施できる体制として求められる。

v ～ ix （略）

③推奨される事項

(略) ④適切な例 (略) (3) 診療計画 ①考え方 (略) ②最低限遵守する事項 i (略) ii iに関わらず、初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針（例えば、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等）を患者に説明する。<u>その後、オンラインでの診療継続又はその見込みのある場合、可及的速やかに、iに基づき診療計画を定め、保存すること。</u> iii・iv (略) ③推奨される事項 (略) (4) 本人確認 ①考え方	(略) ④適切な例 (略) (3) 診療計画 ①考え方 (略) ②最低限遵守する事項 i (略) ii iに関わらず、初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針（例えば、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等）を患者に説明する。 iii・iv (略) ③推奨される事項 (略) (4) 本人確認 ①考え方
--	---

(略) ②最低限遵守する事項 (略) ③確認書類の例 i 患者の本人確認：マイナンバーカード、<u>医療保険者の発行する資格確認書</u>、運転免許証、パスポート等の提示 ii・iii (略) (5) 薬剤処方・管理 (略) (6) 診察方法 (略) 2. オンライン診療の提供体制に関する事項 (1) 医師の所在 ①考え方 (略) ②最低限遵守する事項 i～v (略) vi オンライン診療を実施する医療機関は、ホームページや	(略) ②最低限遵守する事項 (略) ③確認書類の例 i 患者の本人確認：<u>健康保険証（被保険者証）</u>、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の提示 ii・iii (略) (5) 薬剤処方・管理 (略) (6) 診察方法 (略) 2. オンライン診療の提供体制に関する事項 (1) 医師の所在 ①考え方 (略) ②最低限遵守する事項 i～v (略) vi オンライン診療を実施する医療機関は、ホームページや
---	--

院内掲示等において、本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を具体的に公表するものとする。その適切な方法として、医療機関のホームページに「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリスト（※）を公表すること考えられる。

※ 「オンライン診療の利用手順を示した手引書等について」（令和6年3月29日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

③推奨される事項

（略）

(2) 患者の所在

①考え方

医療は、医療法上、病院、診療所等の医療提供施設（オンライン診療受診施設を含む。）又は患者の居宅等で提供されなければならないこととされており、この取扱いは、オンライン診療であっても同様である。医療法施行規則第1条の現行の規定では、「居宅等」とは、老人福祉法に規定する養護老人ホーム等のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所と規定されているが、療養生活を営むことができる場所については、オンライン診療であるか否かにかかわらず、既に、患者及びその家族等の状態や利便性等を勘案した判断を行っている。

院内掲示等において、本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を公表するものとする。

③推奨される事項

（略）

(2) 患者の所在

①考え方

医療は、医療法上、病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならないこととされており、この取扱いは、オンライン診療であっても同様である。医療法施行規則第1条の現行の規定では、「居宅等」とは、老人福祉法に規定する養護老人ホーム等のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所と規定されているが、療養生活を営むことができる場所については、オンライン診療であるか否かにかかわらず、既に、患者及びその家族等の状態や利便性等を勘案した判断を行っている。

他方、医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、

他方、医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師等の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき提供されるものであることから、患者の所在が医療提供施設であるか居宅等であるかにかかわらず、第三者に患者に関する個人情報・医療情報が伝わることのないよう、患者のプライバシーに十分配慮された環境でオンライン診療が行われるべきである。

また、当然ながら、清潔が保持され、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるような場所でオンライン診療が行われるべきである。

②最低限遵守する事項

i・ii（略）

- iii 医療法上、特定多数人に対して医業又は歯科医業を提供する場所は病院又は診療所であり、これはオンライン診療であっても同様であるため、特定多数人に対してオンライン診療受診施設以外でオンライン診療を提供する場合には、診療所の届出を行うこと。ただし、巡回診療の実施については、昭和37年6月20日付け医発554 厚生省医務局長通知による、巡回診療の実施に準じて新たに診療所開設の手続きを要しない場合があること、また、健康診断等の実施については、平成7年11月29日付け健政発927号 厚生省健康政策局長通知による、巡回健診等の実施に準じて、新たに診療所開設の手続きを要しないこと。

医師等の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき提供されるものであることから、患者の所在が医療提供施設であるか居宅等であるかにかかわらず、第三者に患者に関する個人情報・医療情報が伝わることのないよう、患者のプライバシーに十分配慮された環境でオンライン診療が行われるべきである。

また、当然ながら、清潔が保持され、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるような場所でオンライン診療が行われるべきである。

②最低限遵守する事項

i・ii（略）

- iii 医療法上、特定多数人に対して医業又は歯科医業を提供する場所は病院又は診療所であり、これはオンライン診療であっても同様であるため、特定多数人に対してオンライン診療を提供する場合には、診療所の届出を行うこと。ただし、巡回診療の実施については、昭和37年6月20日付け医発554 厚生省医務局長通知による、巡回診療の実施に準じて新たに診療所開設の手続きを要しない場合があること、また、健康診断等の実施については、平成7年11月29日付け健政発927号 厚生省健康政策局長通知による、巡回健診等の実施に準じて、新たに診療所開設の手続きを要しないこと。

③患者の所在として認められる例

(略)

(3) 患者が看護師等という場合のオンライン診療

①考え方

(略)

②実施可能な診療の補助行為

医師の指示による診療の補助行為の内容としては、「診療計画」若しくは訪問看護指示書又はその両方に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行うこと。また、診療の補助行為の適切な実施を確保する観点から、「診療計画」や訪問看護指示書の内容については、患者の状況や診療の内容に応じ、適時に見直しを行うこと。

オンライン診療を行った際に、予測されていない新たな症状等が生じた場合において「診療計画」や訪問看護指示書の内容を見直すことで、医師が看護師等に対し、診断の補助となり得る追加的な検査等を指示することは可能である。

③提供体制

(略)

③患者の所在として認められる例

(略)

(3) 患者が看護師等という場合のオンライン診療

①考え方

(略)

②実施可能な診療の補助行為

医師の指示による診療の補助行為の内容としては、「診療計画」及び訪問看護指示書に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行うこと。

オンライン診療を行った際に、予測されていない新たな症状等が生じた場合において、医師が看護師等に対し、診断の補助となり得る追加的な検査を指示することは可能である。

③提供体制

(略)

(4) 患者が医師という場合のオンライン診療（D to P with D）

①考え方

（略）

1）情報通信機器を用いた遠隔からの高度な技術を有する医師による手術等

（略）

2）情報通信機器を用いた遠隔からの高度な専門性を有する医師による診察・診断等

②適用対象

高度な専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患であることや遠方からでは受診するまでに長時間を要すること等により、患者の早期診断や診療継続のニーズに対応することが難しい場合など、地域においてオンライン診療の必要性が認められる患者を対象に行うこと。

③提供体制

（略）

(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）

①考え方

（略）

(4) 患者が医師という場合のオンライン診療（D to P with D）

①考え方

（略）

1）情報通信機器を用いた遠隔からの高度な技術を有する医師による手術等

（略）

2）情報通信機器を用いた遠隔からの高度な専門性を有する医師による診察・診断等

②適用対象

希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患であることや遠方からでは受診するまでに長時間を要すること等により、患者の早期診断のニーズを満たすことが難しい患者を対象に行うこと。

③提供体制

（略）

(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）

①考え方

（略）

1) 医療機関が行うべき対策 (略) 2) オンライン診療システム事業者が行うべき対策 (略) 2-1) 基本事項 (略) ・ 信頼性の高い機関によって発行されたサーバー証明書を用いて、通信の暗号化 (<u>TLS1.3 以上、やむを得ず 1.2 を用いる場合は十分な暗号強度とするよう留意すること</u>) を実施すること。(*) (略) 2-2) 医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムの場合 (略) 3) 患者に実施を求めるべき内容 (略)	1) 医療機関が行うべき対策 (略) 2) オンライン診療システム事業者が行うべき対策 (略) 2-1) 基本事項 (略) ・ 信頼性の高い機関によって発行されたサーバー証明書を用いて、通信の暗号化 (<u>TLS1.2 以上</u>) を実施すること。(*) (略) 2-2) 医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムの場合 (略) 3) 患者に実施を求めるべき内容 (略)
---	---

3. その他オンライン診療に関連する事項

(1) 医師教育／患者教育

オンライン診療の実施に当たっては、医学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となる。このため、医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得しなければならない。

※ 2020年4月以降、オンライン診療を実施する医師は厚生労働省が指定する研修を受講しなければならない。なお、災害の発生により、被災地及びその周辺地域の患者に対し、速やかにオンライン診療を提供する必要性、相当性が認められる場合については、当該研修を受講していない医師によるオンライン診療の実施を許容する旨の通知等を発出する場合がある。

医師は、オンライン診療に責任を有する者として、医療関係団体などによる研修の受講等によりこうした知識の習得に努めるとともに、1の(1)及び(3)に示す事項及び情報通信機器の使用法、医療情報のセキュリティ上安全な取扱い等について、患者に対しあらかじめ説明しておくべきである。また、オンライン診療では、対面診療に比して、より患者が積極的に診療に協力する必要があることも、あらかじめ説明しておくべきである。

患者は、オンライン診療には医師に伝達できる情報等に

3. その他オンライン診療に関連する事項

(1) 医師教育／患者教育

オンライン診療の実施に当たっては、医学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となる。このため、医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得しなければならない。

※ 2020年4月以降、オンライン診療を実施する医師は厚生労働省が指定する研修を受講しなければならない。

医師は、オンライン診療に責任を有する者として、医療関係団体などによる研修の受講等によりこうした知識の習得に努めるとともに、1の(1)及び(3)に示す事項及び情報通信機器の使用法、医療情報のセキュリティ上安全な取扱い等について、患者に対しあらかじめ説明しておくべきである。また、オンライン診療では、対面診療に比して、より患者が積極的に診療に協力する必要があることも、あらかじめ説明しておくべきである。

患者は、オンライン診療には医師に伝達できる情報等に

限界があることを理解し、うまく情報が伝わらない等により医師がオンライン診療の実施の中止を決めたときは、提供される医療の安全を確保する観点から、医師の判断が尊重されるべきである。

また、医師－患者間の信頼関係を構築した上で、さらにオンライン診療の質を向上させるためには、より適切な情報の伝え方について医師－患者間で継続的に協議していくことが望ましい。

なお、患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合には、オンライン診療支援者が機器の使用の支援を行ってもよいが、医師は、当該オンライン診療支援者に対して、適切なオンライン診療が実施されるよう、機器の使用方法や情報セキュリティ上のリスク、診療開始のタイミング等について、あらかじめ説明を行っていることが望ましい。

(2)・(3) (略)

限界があることを理解し、うまく情報が伝わらない等により医師がオンライン診療の実施の中止を決めたときは、提供される医療の安全を確保する観点から、医師の判断が尊重されるべきである。

また、医師－患者間の信頼関係を構築した上で、さらにオンライン診療の質を向上させるためには、より適切な情報の伝え方について医師－患者間で継続的に協議していくことが望ましい。

なお、患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合には、オンライン診療支援者が機器の使用の支援を行ってもよいが、医師は、当該オンライン診療支援者に対して、適切なオンライン診療が実施されるよう、機器の使用方法や情報セキュリティ上のリスク、診療開始のタイミング等について、あらかじめ説明を行っていることが望ましい。

(2)・(3) (略)